

議案第 77 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中「12,160 円」を「12,370 円」に、「7,210 円」を「7,940 円」に、「9,900 円」を「9,960 円」に、「8,960 円」を「9,070 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。